白山市立蝶屋小学校

いじめ防止基本方針（ダイジェスト版）

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法　第２条第１項）

いじめの防止等に関する基本的な考え方



いじめの理解

・いじめは、どの子供にもどの学校でも起こりうるものである。
・嫌がらせやいじわる等が、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりする。
・生命又は身体に重大な危険を生じさせうるものである。
・いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題にも注意を払う。
・集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

いじめの未然防止

・すべての児童を対象とした未然防止の観点が重要である。
・いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となって継続的に取り組む。

いじめの早期発見

・いじめの迅速な対処が前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高める。
・いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知をする。
・定期的なアンケート調査や教育相談の実施などにより、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守る。
・いじめの疑いがある場合も「いじめ」同様の対応を迅速に行う。



いじめへの対処

・いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
・いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導をし、組織的な対応を行う。
・教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深める。
・学校における組織的な対応を可能とするような体制整備をする。

地域や家庭との連携

・いじめ問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。
・学校と地域、家庭が組織的に連携・協力する体制を構築する。

関係機関との連携

〇指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには関係機関（児童相談所、白山警察署、医師、臨床心理士等）との適切な連絡が必要であり平素から情報共有体制を構築する。

いじめの解消　～　いじめが解消したと判断するには、以下の２点を満たさなければならない～

〇いじめ行為がやんでから少なくとも３カ月が経過していること。
〇被害を受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめの防止のために実施すべき施策

実施する施策

・道徳教育及び体験活動等の充実
・児童の主体的な取組の推進
・児童及び保護者等に対してのいじめ防止啓発活動の推進
・毎月のいじめアンケートの実施
・市派遣相談員・スクールカウンセラーによる相談体制の整備
・教育相談体制の向上を図る教職員研修の充実
・ネットいじめ等の防止と啓発活動の実施
・いじめ対策チームの常設といじめ対応アドバイザーとの協力体制の整備



「いじめ問題対策チーム」の設置

構成員
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、教育相談担当、
養護教諭、学年主任、いじめ対応アドバイザー、スクールカウンセラー

↓

いじめを見逃さない学校づくりの推進、いじめ問題の対応力向上、いじめ問題発生時における個別案件対応などの統括的な組織として機能する。

重大事態への対処

・市教委へ事態発生について報告
・個別案件対応班による調査
・事実関係を明確にするための調査の実施
・市教委への調査結果の報告